

## 認知症になっても 安心して暮らせる市を目指そう！

認知症は誰でもなる可能性のある病気です。認知症を正しく理解することで、大切な人を支えたり、自分が認知症になった時にどうしたいか、どうされたかを考える準備をしたりすることが出来ます。

### ■認知症図書コーナー

市立図書館と荒屋コミュニティセンター図書室では、市地域包括支援センターと共同で年間を通して「認知症コーナー」を設けています。



昨年の認知症特集コーナー



世界アルツハイマー月間での普及啓発活動

市立図書館では、2カ月ごとにテーマを変えて、認知症コーナーに本を置いていますが、11月の1カ月間は年に一度の認知症特集として「認知症II 終わりにゃない」をテーマに、全ての認知症関連の本を1カ所に集めて置いています。

荒屋コミュニティセンター図書室には、市立図書館にある認知症関連の蔵書リストも置いてあるので、「市立図書館まで行くのは大変」という人でも読みたい本を取り寄せることができます。

ぜひこの機会に市立図書館や荒屋コミュニティセンターに足を運んでみてください。

■認知症に関する相談先 市地域包括支援センター

# 福祉 NETWORK

## 子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1101

### 児童虐待の防止を！

近年、子どもの虐待に関する相談は全国的に増加傾向にあります。県の児童相談所でも令和2年度に1,376件の相談に対応しており、過去2番目に多い件数となっています。

全国のみならず、県内でも虐待による死亡事例が発生しており、社会全体で子どもの「命」と「権利」そして「未来」を守っていく必要があります。

#### ◆児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、やけどを負わせるなどの行為
ネグレクト	食事を与えない、家に閉じ込める、自動車の中に放置するなどの行為
性的虐待	わいせつな画像を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為
心理的虐待	無視、暴言、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV)などの行為

最近では子どもの目の前でDVによる心理的虐待が増加傾向にあり、DVを見せられた子どもは脳が萎縮するという研究結果も出ています。

皆さんの周りで虐待が疑われる事例を見かけたら、匿名でも構いませんので、児童相談所または市役所に連絡・相談をしてください。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

◆連絡先 ▶児童相談所(県福祉総合相談センター☎019-629-9602・9605)▶市地域福祉課児童福祉係(☎・内線1078、1101)▶全国共通の虐待対応ダイヤル(☎189)

#### ◆今月は児童虐待防止月間です

今年も11月1日から「児童虐待防止月間」が始まっています。

防止月間では、児童虐待の防止に向け、社会的に児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、関係者がそれぞれの地域、学校などで広報・啓発活動をします。皆さんも児童虐待問題に対する理解を深め、子どもたちを守りましょう。